

生駒市介護老人保健施設「やすらぎの杜 優楽」通所リハビリテーション利用約款

(約款の目的)

第1条 生駒市介護老人保健施設「やすらぎの杜 優楽」(以下「当施設」という。)は、要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーションサービスを提供します。利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスの対価として利用料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 1 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。ただし、利用者の身元引受人に変更があった場合、同意書記載事項に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項のほか、本約款、別紙1及び別紙2の改訂が行われな限り、初回利用時の同意書の提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーションサービスを利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 1 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

①行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること

②弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を請求額の100%の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

②通所リハビリテーション利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、利用終了の意思表示をすることにより、本約款に基づく通所リハビリテーションサービス利用を解除・終了することができます。なお、この場合において利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ②当施設において定期的実施される入退所等検討委員会において通所リハビリテーションサービスを終了することが妥当と判断された場合
- ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適当な通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ④利用者又は身元引受人が、本約款に定める利用料金を2カ月以上滞納し、その支払いを催促したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
- ⑤利用者又は身元引受人が、当施設、当施設の職員又は他の施設利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

- 第6条
- 1 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金を基に計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。ただし、当施設は、介護保険法等の改正、利用者の経済状態に変動があった場合は、上記利用料金を変更することがあります。
 - 2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、当該月の料金の合計額の請求書及び明細書を送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該月の料金の合計額を指定日までに支払うものとします。
 - 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。ただし、領収書は再発行しませんので、大切に保管してください。

(記録)

- 第7条
- 1 当施設は、利用者の通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後、5年間は保管します。
 - 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、又は謄写を求めた場合には、原則として必要な実費を徴収のうえこれに応じます。ただし、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り必要な実費を徴収のうえこれに応じます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害のおそれがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び 時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を診療録に記載することとします。

(秘密の保持)

第9条 1 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び身元引受人から、あらかじめ同意を得た上で行うこととします。

- ①介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、又は適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ②介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時及び事故発生時の対応)

第10条 1 当施設は、利用者に対し、当施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合は、協力医療機関又は協力歯科医療機関の診療を依頼することがあります。この場合医療保険の適用となります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における通所リハビリテーションサービスでの対応が困難な状態と判断した場合又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項に定めるほか、利用者の心身の状態が急変した場合及び施設利用中の事故発生時には、当施設は必要な措置を講じるとともに速やかに利用者及び身元引受人が指定する者 に対し、緊急に連絡します。また、事故発生時には速やかに関係市町村にも連絡します。

(褥瘡対策)

第11条 当施設は利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備します。

(衛生管理等)

第12条 1 利用者等の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとします。

2 施設において感染症の予防、又は感染症が発生した場合にはまん延しないように必要な措置を講ずるものとします。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者等が各事業の提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとします。

- ①食中毒の防止のため、なまものを持ち込まないこと。
- ②火気の取扱いに関しては、職員の指示に従うこと。
- ③設備及び備品の利用に当たっては、破損しないよう大切に扱うこと。
- ④他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。

(要望、苦情等の申出)

第14条 利用者及び身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーションサービスに対しての要望、苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、施設長あての文書により所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(損害賠償)

- 第15条
- 1 通所リハビリテーションサービスの提供に伴って当施設の責めに帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対してその損害を賠償するものとします。
 - 2 利用者の責めに帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合は、身元引受人は連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用約款に定めのない事項)

第16条 本約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

生駒市介護老人保健施設「やすらぎの杜 優楽」のご案内

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名 生駒市介護老人保健施設「やすらぎの杜 優楽」
 開設年月日 平成13年11月1日
 所在地 生駒市小瀬町324番地2
 電話番号 TEL0743-76-3300 FAX0743-76-3404
 施設長名 安藤 哲史
 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2950980025号)
 指定管理者 特定医療法人 仁悠会

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、さらに、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に添って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[生駒市介護老人保健施設「やすらぎの杜 優楽」の運営方針]

- 1 明るく家庭的な雰囲気です身近に利用できる施設を目指し、利用者に接してまいります。
- 2 施設サービス計画に基づき、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話をを行うことにより、利用される方の有する能力に応じ、自立した日常生活を営めるよう支援するとともに、居宅生活への復帰を目指します。
- 3 利用者の皆様の思いや願いが実現して満足していただけるよう、当施設の在宅サービスとあわせて、複合的にサポートします。

(3) 施設の職員(通所リハビリテーションに係わる職員)体制(令和2年4月1日現在)

	常勤	常勤(臨職・派遣)	非常勤	指定基準	業務内容
医師	1			1	通所者の健康管理業務
看護師	1			1	医師の指示で状態把握と看護業務
介護員	8	2	3	1	食事、入浴、排泄等の介護サービス
支援相談員	1			1	利用時の相談業務と家庭との連携
理学療法士	5		4	理学療法士又は	利用者の機能回復訓練
作業療法士			1	作業療法士1	利用者の機能回復訓練
言語聴覚士	2		1		利用者の機能回復訓練
管理栄養士	1			1	利用者の栄養管理と食事指導

(4) 通所リハビリテーションサービス定員

53名（介護予防通所リハビリテーションサービス利用者を含む）

(5) 定休日

ア 休所日 日曜日及び年末年始（12月31日から1月3日まで）

イ 利用時間 居宅介護サービス計画のとおり

2 サービス内容

(1) 通所リハビリテーションサービス計画の立案・説明・交付

(2) 食事

(3) 入浴（一般浴槽、個浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）

(4) 医学的管理・看護

(5) 介護

(6) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

(7) 相談援助サービス

(8) 送迎

(9) 要介護認定等の申請に係る援助

(10) その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別途に利用料金をいただくものもありますので、別紙2の利用料金に係るご案内をご覧ください。

3 協力医療機関等

当施設では、以下の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

名称	生駒市立病院
住所	生駒市東生駒1丁目6-2
名称	阪奈中央病院
住所	生駒市俵口町741
名称	済生会奈良病院
住所	奈良市八条4丁目643番地
名称	恵生会病院
住所	大阪府東大阪市鷹殿町20-29

・協力歯科医療機関

名称	生駒市歯科医師会
住所	生駒市中菜畑1丁目1170-4
名称	医療法人祐愛会 西歯科医院
住所	大阪府大阪市平野区平野元町10-5 シェモア平野駅前1F

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4 施設利用に当たっての留意事項

別紙「デイケアのしおり」をご覧ください。

5 非常災害対策

防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、避難用スロープ等
消防訓練 年1回

6 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者下記事項についてご理解をお願いしています。

- (1) 「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」を禁止
- (2) 自己の利益のために他の人に迷惑や被害を及ぼすことを禁止
- (3) 指定した場所以外での火器の使用を禁止
- (4) 施設の備品等の持ち出しを禁止
- (5) 施設内の備品や物品の位置を無断で変えることを禁止
- (6) 他人に金銭・物品の貸借をすることを禁止
- (7) 施設内のルールや風紀を乱すことを禁止
- (8) 職員の指示や指導に反する行為をすることを禁止
- (9) けんかや口論をすることを禁止

7 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話番号0743-76-3300 内線100）

また、要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

また、下記窓口でも苦情を承ります。

・市町村の窓口

電話番号 0743-74-1111

担当部署 生駒市役所 介護保険課

・奈良県国民健康保険団体連合会

電話番号 0120-21-6899

担当部署 介護保険課 指導相談係

8 その他

当施設についての詳細は、パンフレットや説明書を用意しておりますので、ご請求ください。

〈別紙2〉

通所リハビリテーションサービスについて

○ 介護保険被保険者証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険被保険者証の確認をさせていただきます。

○ 通所リハビリテーションサービスについての概要

通所リハビリテーションサービスについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復及び日常生活動作の維持・改善を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者にかかわる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションサービスの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーションサービス計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を充分に取り入れ、また、計画内容については同意をいただくこととなります。

医 療

介護老人保健施設は、入院の必要のない程度の要支援者・要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

介 護

通所リハビリテーションサービス計画に基づいて実施します。

機能訓練

機能訓練室や活動の場において行います。施設内での全ての活動が日常生活動作を維持・改善するためのリハビリテーション効果を期待したものです。

生活サービス

当施設通所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

食 事

昼 食 12時00分～12時45分

おやつ 15時00分～15時30分

入 浴

1日1回。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

送迎サービス

ご自宅又はご自宅の近くの送迎待合場所から、当施設までの送迎を行います。

送迎車の空き状況により、送迎の順番待ちになることがあります。

○ 利用料金

・施設利用料金

別紙料金表をご覧ください。

・その他の料金

- (1) おむつ・タオル等 実費相当額
- (2) 文書料 5, 0 0 0 円 (税抜) (複雑な診断書)
 3, 0 0 0 円 (税抜) (軽易な診断書)
 1, 0 0 0 円 (税抜) (その他証明書)
- (3) 作業療法やレクリエーションにおける作品材料費等

注1 施設利用料は介護保険（一部負担）が適用される場合の自己負担額です。
介護保険の適用が受けられない場合は、居宅介護サービス基準額全額（10割）の負担となります。

注2 介護保険報酬の計算上1円未満の端数が生ずるものについては、1円未満四捨五入で標記しています。
実際にお支払いいただく場合は、端数処理の関係上誤差が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

○ 取消料

利用の中止の申出をされた場合は、取消料として下記の料金をお支払していただきます。
基本料、入浴代

利用予定日の前日に申出があった場合	無 料
利用予定日の前日に申出がなかった場合	当日ご負担額20%

※ご利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

食材費

利用予定日当日の午前10時までに申出があった場合	無 料
利用予定日当日の午前10時以降に申出があった場合	食材費の全額

○ 支払方法

前月分の請求書は、当月15日までに発行しますので、当月末の支払期日までにお支払ください。
お支払していただきますと領収書を発行いたします。お支払の方法は、同意書提出時にお選びいただきます。

☆通所リハビリテーション利用料(1割負担)

◇基本のサービス費用（6時間以上7時間未満の利用料金）（単位）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料	626	750	870	1,014	1,155
サービス提供体制 強化加算（I）イまたはロ			イ 18 ロ 12		
1日の基本利用単位（点） サービス提供体制加算（I）がイの場合	644	768	888	1,032	1,173

※介護報酬1単位当たりの単価 6級地 10.33円 (円)

上記基本利用単位 ×10.33円	6,652	7,933	9,173	10,660	12,117
利用者負担額（1割）	666	794	918	1,066	1,212
食費			660		
教養娯楽費 ※2			100		
日用品費 ※3			180		
1日の基本利用料金（概算）	1,606	1,734	1,858	2,006	2,152

◇基本のサービス費用（3時間以上4時間未満の利用料金）（単位）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料	426	500	573	666	759
サービス提供体制 強化加算（I）イまたはロ			イ 18 ロ 12		
1日の基本利用単位（点） サービス提供体制加算（I）がイの場合	444	518	591	684	777

※介護報酬1単位当たりの単価 6級地 10.33円 (円)

上記基本利用単位 ×10.33円	4,586	5,350	6,105	7,065	8,026
利用者負担額（1割）	459	535	611	707	803
食費			660		
教養娯楽費 ※2			100		
日用品費 ※3			180		
1日の基本利用料金（概算）	1,399	1,475	1,502	1,647	1,743

◇基本のサービス費用（1時間以上2時間未満の利用料金）（単位）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料	316	346	373	402	430
サービス提供体制 強化加算（I）イまたはロ			イ 18 ロ 12		
1日の基本利用単位（点） サービス提供体制加算（I）がイの場合	334	364	391	420	448

※介護報酬1単位当たりの単価 6級地 10.33円 (円)

上記基本利用単位 ×10.33円	3,450	3,760	4,039	4,338	4,627
利用者負担額（1割）	345	376	404	434	463
1日の基本利用料金（概算）	345	376	404	434	463

☆通所リハビリテーション利用料(2割負担)

◇基本のサービス費用（6時間以上7時間未満の利用料金）（単位）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料	626	750	870	1,014	1,155
サービス提供体制 強化加算（I）イまたはロ			イ 18 ロ 12		
1日の基本利用単位（点） サービス提供体制加算（I）がイの場合	644	768	888	1,032	1,173
※介護報酬1単位当たりの単価 6級地 10.33円 （円）					
上記基本利用単位 ×10.33円	6,652	7,933	9,173	10,660	12,117
利用者負担額（2割）	1,331	1,587	1,835	2,132	2,424
食費			660		
教養娯楽費 ※2			100		
日用品費 ※3			180		
1日の基本利用料金（概算）	2,271	2,527	2,775	3,072	3,364

◇基本のサービス費用（3時間以上4時間未満の利用料金）（単位）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料	426	500	573	666	759
サービス提供体制 強化加算（I）イまたはロ			イ 18 ロ 12		
1日の基本利用単位（点） サービス提供体制加算（I）がイの場合	444	518	591	684	777
※介護報酬1単位当たりの単価 6級地 10.33円 （円）					
上記基本利用単位 ×10.33円	4,586	5,350	6,105	7,065	8,026
利用者負担額（2割）	918	1,070	1,221	1,413	1,606
食費			660		
教養娯楽費 ※2			100		
日用品費 ※3			180		
1日の基本利用料金（概算）	1,858	2,010	2,161	2,353	2,546

◇基本のサービス費用（1時間以上2時間未満の利用料金）（単位）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料	316	346	373	402	430
サービス提供体制 強化加算（I）イまたはロ			イ 18 ロ 12		
1日の基本利用単位（点） サービス提供体制加算（I）がイの場合	334	364	391	420	448
※介護報酬1単位当たりの単価 6級地 10.33円 （円）					
上記基本利用単位 ×10.33円	3,450	3,760	4,039	4,338	4,627
利用者負担額（2割）	690	752	808	868	926
1日の基本利用料金（概算）	690	752	808	868	926

☆通所リハビリテーション利用料(3割負担)

◇基本のサービス費用（6時間以上7時間未満の利用料金）（単位）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料	626	750	870	1,014	1,155
サービス提供体制 強化加算（I）イまたはロ			イ 18 ロ 12		
1日の基本利用単位（点） サービス提供体制加算（I）がイの場合	644	768	888	1,032	1,173

※介護報酬1単位当たりの単価 6級地 10.33円（円）

上記基本利用単位 ×10.33円	6,652	7,933	9,173	10,660	12,117
利用者負担額（3割）	1,996	2,380	2,752	3,198	3,636
食費			660		
教養娯楽費 ※2			100		
日用品費 ※3			180		
1日の基本利用料金（概算）	2,936	3,320	3,692	4,138	4,576

◇基本のサービス費用（3時間以上4時間未満の利用料金）（単位）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料	426	500	573	666	759
サービス提供体制 強化加算（I）イまたはロ			イ 18 ロ 12		
1日の基本利用単位（点） サービス提供体制加算（I）がイの場合	444	518	591	684	777

※介護報酬1単位当たりの単価 6級地 10.33円（円）

上記基本利用単位 ×10.33円	4,586	5,350	6,105	7,065	8,026
利用者負担額（3割）	1,376	1,605	1,832	2,120	2,408
食費			660		
教養娯楽費 ※2			100		
日用品費 ※3			180		
1日の基本利用料金（概算）	2,316	2,545	2,772	3,060	3,348

◇基本のサービス費用（1時間以上2時間未満の利用料金）（単位）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料	316	346	373	402	430
サービス提供体制 強化加算（I）イまたはロ			イ 18 ロ 12		
1日の基本利用単位（点） サービス提供体制加算（I）がイの場合	334	364	391	420	448

※介護報酬1単位当たりの単価 6級地 10.33円（円）

上記基本利用単位 ×10.33円	3,450	3,760	4,039	4,338	4,627
利用者負担額（3割）	1,035	1,128	1,212	1,302	1,389
1日の基本利用料金（概算）	1,035	1,128	1,212	1,302	1,389

◇その他の加算

(単位)

入浴介助加算 入浴介助を行った場合に1日につき加算されます。	50
通所リハ提供体制加算 常時、理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合に1日につき加算されます。 3時間以上4時間未満の場合 6時間以上7時間未満の場合	12 24
リハビリテーションマネジメント加算 (I) 1月につき加算されます。	330
リハビリテーションマネジメント加算 (II) 開始日から6月以内 開始日から6月超 1月につき加算されます。	850 530
リハビリテーションマネジメント加算 (III) 開始日から6月以内 開始日から6月超 1月につき加算されます。	1,120 800
短期集中個別リハビリテーション実施加算 集中的にリハビリテーションを行った場合に1回につき加算させます(退院・退所日又は認定日から起算して3ヶ月以内)	110
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I) 認知症と医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断し、理学・作業療法士若しくは言語聴覚士が集中的なりハビリテーションを個別で行った場合に1回につき加算されます。(退院・退所日又は認定日から起算して3ヶ月以内・1週間に2回を限度)。	240
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (II) 認知症と医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断し、理学・作業療法士若しくは言語聴覚士が集中的なりハビリテーションを個別で行った場合に1月につき加算されます。(退院・退所日又は認定日から起算して3ヶ月以内・1月に4回以上リハビリテーションを実施)。 リハビリテーションマネジメント加算 (II) を算定していること。	1,920
若年性認知症利用者受入加算 若年性認知症の利用者に通所リハビリテーションサービスを行った場合に1日につき加算されます。	60
栄養改善加算 低栄養状態にある方又は、そのおそれのある方に対して、低栄養状態の改善等を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を個別に行った場合に加算されます(3ヶ月以内の期間に限り1ヶ月に2回を限度)。	150
栄養スクリーニング加算 利用者の栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に加算されます。(6月に1回を限度)	5
重度療養管理加算 要介護3～5であって、定められた医療が必要な状態である場合に1日につき加算されます。	100
中重度ケア体制加算 看護職員又は介護職員を指定基準よりも常勤換算法で1以上加配している場合1日につき加算されます。	20
送迎が実施されない場合 送迎を施設が行わない場合は片道につき減算されます	-47
介護職員処遇改善加算 (I)	ご利用単位数×47/1,000

◇**その他のご利用者負担**

(単位：円)

おむつ等	実費相当額
タオル等	実費相当額
医薬消耗品 (ガーゼ等)	実費相当額

※ その他必要な費用等については別途算定いたします。

※ 2 教養娯楽費

(レクリエーションやクラブ活動で使用する折り紙、絵の具、粘土など、また風船、ボールなどの遊具、ビデオ、カラオケソフトなどの提供費用。)

※ 3 日用品費

(せっけん、シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、歯ブラシなどの提供費用。)